第4期雲南市農業委員会第15回総会議事録

- 1. 日 時 平成24年9月20日(木) 13:30~15:45
- 2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター
- 3. 出席委員(36名)

1番	内部武雄	2番	永井尚二	3番	錦織邦男	4番	渡部満憲
5番	宇都宮敏章	6番	日野一夫	7番	片寄健治	8番	竹下房子
9番	高島幹雄	10番	竹内 勉	11番	狩野幹美	12番	持田明典
13番	高橋敬二	14番	杉山正美	15番	鳥谷悦雄	16番	星野朝義
17番	川上藘求	18番	嘉本輝雄	19番	白築 進	20番	白築美雄
21番	山本博子	22番	藤原克巳	23番	白築 剛	24番	青木征温
25番	名原玲子	26番	小田久義	27番	藤原修至	28番	高田 耕
29番	加藤一郎	30番	廣澤幸博	31番	石橋義明	32番	武田京子
33番	周藤寛洲	34番	橋本 博	35番	陶山直利	37番	板持 庸

- 4. 欠席委員(1名) 36番 勝部有二
- 5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 景山修二主 幹 菊地隆克 副 主 幹 山中亜希子
- 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第89号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第90号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第91号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第92号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第93号 農業振興地域の整備に関する意見聴取に対する意見決定について
- ・議第94号 農地法3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について

7. 議事

• • • •	J.						
発信者	議 事 録 要 旨						
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。						
	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。						
議長	ただ今から平成24年第15回総会を開会いたします。						

発信者	議 事 録 要 旨
	ただ今の出席委員は36名であります。欠席委員は36番勝部委員から欠席届が出
	ております。
	雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、こ
	れから雲南市農業委員会第12回総会を開会いたします。
	本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
	議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、29番加藤一
	郎委員、30番廣澤幸博委員を指名します。
議長	日程第2、諸報告を行います。
	事務局から説明をお願いします。
事務局	【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】
	・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
	・農地等返還通知(使用貸借解約)の受理について
	・合意解約届出(農地法第18条第6項通知)の受理について
	・農地法第4条第1項第8号届出書の受理について
	・地域農業対策委員会の開催について
	・雲南市農業経営改善計画認定審査会について
	・雲南市就農サポート事業について
	・会議等の予定について
議長	事務局から説明がありましたが、ご質疑がございますか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議長	日程第3、議案の上程を行ないます。
	それでは最初に、議第89号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題
	といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書5ページをご覧ください。「議第89号農地法第3条の規定による許可申請に
	ついて」であります。
	申請番号1番、○○町○○△△-△各外1筆、地目は2筆とも登記簿・現況は畑で、
	いずれも農用地区域内です。面積は合計 651 ㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲
	渡人は○○町○○の□□□□さん、申請事由は、「後継者がいないため、耕地の維持管
	理が困難になってきたため。」ということです。譲受人は、○○町○○の□□□□

発信者 議事録 要

事務局

さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10アール当たり 108,000 円で確認は00委員です。

旨

続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、農用地区域内で面積は561 ㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、申請事由は、「市道改良工事の用地買収により減少した譲受人の農地の代替地として提供するため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「市道改良工事の用地買収により減少した農地面積を復元するため。」ということです。土地代は、10アール当たり1,200,000 円、確認は〇〇委員です。こちらの案件ですが、図面の6ページをご覧ください。これは、市道〇〇線の道路改良工事に伴うもので、先月の総会の際に、図面の△△-△の案件でご審議いただいたところですが、その隣接地の△△-△が分筆され、△△-△と△△-△に分かれました。今回は、〇〇市が□□さんより買収した△△-△の代替地として申請地である△△-△を□□さんから□□さんへ所有権移転されるものです。

続きまして申請書番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑が343㎡、登記簿・現況とも田が423㎡の合計766㎡で、いずれも農用地区域内で権利の種別は3条の無償移転、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり、耕作が困難になったため、譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は、無償で確認は〇〇委員です。土地代が無償の理由ですが、この申請地については、これまで長年に渡り譲受人の□□さんが耕作されていたようであり、長年耕作をしていただいたお礼ということで無償で譲渡されるようです。

続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△・△、地目は登記簿田、現況畑、農用地区域内で面積は405㎡、権利の種別は3条の無償移転となっておりますが、有償移転に訂正をお願いします。譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□□さん、申請事由は、「昭和61年の町道改良工事の用地買収に伴う代替地提供のため。」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「昭和61年の町道改良工事の用地買収に伴う代替地として譲り受けるため。」ということです。土地代は10アール当たり1,486,000円、確認は〇〇委員です。こちらの案件ですが、旧〇〇町で昭和61年に町道の改良工事が行われ、その用地買収に伴い、譲受人の□□さんが代替地を要望されたため生じた案件です。土地代については、その当時、契約をされた際に支払われていたようですが、農地法の手続きがされておらず、今回の申請となったものです。

続きまして申請番号 5番、〇〇町〇〇△△-△外 5筆、地目は登記簿・現況とも田が4筆でいずれも農用地区域内、面積は6,396㎡、登記簿・現況とも畑で農用地区域内が1筆、面積は469㎡、農用地区域外が1筆、面積は1,048㎡で合計7,913㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は「妻が経営移譲年金を受給するため、返還を受けた農地を次男に貸し出すため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。」ということです。賃料は無償で、確認は〇〇委員です。こちらの案件ですが、報告事項の農地等返還通知の受付番号115番で、借人である□□□□んが、農業者年金の経営移譲年金を受給されるに当り、農地の所有者で夫である□□□□

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	さんへ返還されたものを、○○さんから次男の□□さんへ貸し出されるものです。親
	子の貸し借りによるものであり無償となっております。
	続きまして申請番号6番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、面
	積は 681 m²、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は○○市○○町の□□□□□さん、
	申請事由は「耕作が困難になったため譲渡する。」ということです。譲受人は、○○
	町○○の□□□□□さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」と
	いうことです。土地代は10アール当たり70,000円で、確認は○○委員です。
	以上6件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障
	が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の
	従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限
	面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないた
	め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 □ 以上6件の案件、ご審議をお願います。
	以上り件の条件、二番識をお願います。
議長	 ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありま
H.A. 7.1	せんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がござ
	いましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
HJA 24	お諮りいたします。
	「議第89号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可す
	ることにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第89号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のと
	おり許可することに決定いたしました。
議長	│ │ それでは次に、「議第90号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意
MX X	見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書9ページをご覧ください。「議第90号農地法第4条の規定による許可申請
	について」であります。

事務局

申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.9 ㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「自宅から現在の墓地までは遠いため、永代管理を容易にするため、近くに移転したい。」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員、農地区分は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号2番ですが、図面の30ページをご覧ください。〇〇町〇〇△ △-△、地目は登記簿畑、現況畑となっておりますが宅地に訂正をお願いします。面積は204㎡、申請人は、〇〇市〇〇区の□□□□さん、転用目的は宅地拡張で、駐車区画4台分を整備されます。転用理由は、「住宅を新築するため転用許可後、宅地造成したが、申請土地との高低差があったため、申請地の一部を土羽法面としていた。昨年の大雨で法面が崩壊し、隣接地に土砂が流出したため、石積みを設置したい。」ということです。この申請は、平成23年5月に許可を受けておられます4条申請に関連したものであり、その際に住宅と納屋兼車庫を建設しておられまして、今回はその拡張を目的とした申請です。始末書が提出されておりまして、「本年6月、石積みを設置した。」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。都市計画区域内の準工業地域に指定されておりまして、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となっています。

続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10 ㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は急峻な山中にあり、維持管理が困難であるため、申請地に移転したい。」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。

続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.99 ㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する。」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。

以上3件の案件、ご審議をお願います。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。

6番

申請番号2番について、先ほど事務局から説明があったとおりですが、法面の崩壊もあっておりますので、審議のほどよろしくお願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
議長	他にはございませんか。
	(無しの声あり)
3V E	
議長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。
	(*ましたが、こ員無がこと(*まりが。 員無がめる力は学子の工光音順(*まり。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
	お諮りいたします。
	「議第90号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可
	することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第90号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のと
	おり許可することに決定いたしました。
議長	それでは次に、「議第91号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見につ
	いて」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは議案書の12ページからご覧ください。「議第91号農地法第5条の規定
事物用	による許可申請に対する意見について」であります。
	申請番号1番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は216 ㎡で
	す。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○県○○市○○区○○の□□□□□さん、
	譲受人は○○町○○の□□□□さんです。転用目的は駐車場と物置で、駐車区画4台
	分32㎡を整備するものです。転用理由は「宅地が狭く、駐車場もないため、申請土
	地を譲り受けて、物置、駐車場を整備したい。」ということです。農用地区域外農地
	で土地代は、10a当り7,060,000円、確認は○○委員。農地区分は「申請に係る農
	地から概ね300m以内に〇〇駅がある。」ことから第3種農地と判断いたしました。
	許可条項は、第3種農地の転用は「原則許可することができる」となっています。
	申請番号2番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は92 ㎡です。 権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さん、譲受人は○○町○
	他们の個別は別有権移転で、歳後人は○○町○○の□□□□□○ん、歳支人は○○町○ ○の□□□□□さんです。転用目的はお宮1棟、神宮碑1基、駐車区画1台分を予定し
	ておられます。転用理由は「現在の場所は山頂にあり、急傾斜の長い参道を通らなけ
	ればならず、維持管理や参拝が困難なため、平坦な車道に隣接する申請地に移転した
	い。」ということです。農用地区域外農地で土地代は、10a当り489,000円、

発信者 議 事 録 要 旨

事務局

確認は〇〇委員。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。図面の50ページをご覧ください。転用計画図を付けておりますが、奥側の方に□□□□等を置かれる場所を設けられ、真ん中の所に神事をされる場所を計画しておられます。神事の際に使われるよう用具等を搬入されるためにトラック等が入るスペースが必要だということで、手前側に駐車スペースを設けておられます。

申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は122㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇○市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇町の□□□□さんと□□□□さんの共有です。転用目的は物置36㎡を建設されます。転用理由は「現在居住している住居には物置がなく不便であり、申請地を譲り受けて建築したい。」ということです。農用地区域外農地で土地代は、無償です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域に定められている第1種住居地域内の農地である。」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地の転用は「原則許可することができる」となっています。土地代無償ですが無償の理由といたしましては、渡人さんと受人さんは親戚同士ということもあり、今回無償で譲り受けをされました。

以上3件の案件、ご審議をお願います。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。

(無しの声あり)

議長

無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。

(無しの声あり)

議長

無いようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

「議第91号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(無しの声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、「議第91号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

発信者	議 事 録 要 旨
議長	それでは次に、「議題92号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
議長	それでは議案書の14ページからご覧ください。「議題92号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。 今回の案件は3件申請されておりまして、大東町2件、吉田町1件であります。 いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議願います。 14時20分までに、ご協議をお願いします。
	(14時10分から14時20分まで各町で協議)
議長	会議を再開いたします。
議長	先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。 大東町より順次発表をお願いします。
29番	大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
19番	吉田町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	お諮りいたします。 「議題92号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議題92号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認につ

発信者	議事録	
議長	いて」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。 それでは次に、「議第93号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の の規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題といたします。 農林振興課より説明を求めます。	2
農林振	それでは、「議第93号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の割	規
興課	定による意見聴取に対する意見決定について」を説明させていただきます。本日は除外申請ということで31件、あと編入が2件ありまして合計33件につきまして説明させていただきます。一つずつ説明はしますが、墓地と電気通信施設につきまして読み上げさせていただきたいと思います。まず○○町ですが、資料6ページからご覧ください。整理番号1番、○○町○○△△-△、△△-△、△△-△、地目は田、面積は1,14㎡、宅地を拡張される案件です。事業計画者は□□□□さん、自主農地を宅地に拡張されるもので、○○委員に確認をいただいております。図面は18ページです。除るの理由は「生活基盤の安定を図るために、賃貸集合住宅を建築したい。」というこです。□□□□が建つ予定になっていまして、2階建て8部屋と駐車区画16台分を建設されます。 次に整理番号2番、○○町○○△△-△、地目は畑、面積は165㎡の内10㎡、製地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は19ページです。図面は19ページです。回□□□□が建つ予定になっていまして、2階建て8部屋と財車区画16台分が建設されます。	よ説て 45 張外とを 墓
	です。 次に整理番号3番、○○町○○△△-△、地目は畑、面積は324 ㎡の内307.5 ㎡ 事業計画者は□□□□さんの案件です。事務所新築及び駐車場と記載されておりまが、実際は平成24年1月に墓地を除外申請した際に建物が建っていることが解り。認処理として申請を出していただいている案件です。2種農地で○○委員さんに確認をいただいております。図面は20、21ページをご覧ください。 次に整理番号4番、○○町○○△△-△、地目は田、面積は1,095 ㎡の内12 ㎡、合併浄化槽(3m×4m)を設置される案件です。事業計画者は○○市長、2種農地・○○委員に確認をいただいております。図面は19ページです。 次に整理番号5番、○○町○○△△-△、地目は畑、面積は229 ㎡、資材置場の条件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は23、24ページをご覧ください。平成24年1月に墓地参道として除た申請を出しておられます。その時は資材置場を申請しておられませんでしたが、今に資材置場を設けたいということで申請を出しておられます。 次に整理番号6番、○○町○○△△-△、地目は畑、面積は381 ㎡の内9.9 ㎡、最地の案件です。事業計画者は□□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいていてまた。事業計画者は□□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいていてまた。事業計画者は□□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいていてまた。事業計画者は□□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいていてまた。事業計画者は□□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいているに表していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	、す追認 、で 案ま外回 墓

おります。図面は25ページです。

次に整理番号8番、 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ - \triangle 、地目は畑、面積は $692~\mathrm{m}^2$ の内 $500~\mathrm{m}^2$ 、

農林振興課

宅地の拡張及び駐車場の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は28、29ページをご覧ください。除外の理由は「現在、母屋が老朽化し、また近年家族も増えたため、母屋を壊して新たに住宅を新築したい。また、申請地は宅地に隣接しており駐車場としても利用したい。」ということです。

次に整理番号 9、〇〇町〇〇 \triangle - \triangle 、地目は畑、面積は 1,503 ㎡の内 204.13 ㎡、電気通信施設・鉄塔を設置される案件です。事業計画者は \Box \Box \Box 株式会社、2 種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 3 0 、 3 1 ページです。

次に整理番号10番、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 口 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ - \triangle 、地目は畑、面積は454 ㎡の内60 ㎡、進入路拡張の案件です。事業計画者は $\bigcirc\bigcirc$ 口 \bigcirc さん、2 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。図面は32、33ページをご覧ください。

次に整理番号11番、○○町○○△△-△、地目は畑、面積は1,369 ㎡の内38 ㎡、進入路拡張の案件です。整理番号10番と同じ案件でして事業計画者は□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は34、35ページをご覧ください。除外の理由は「自宅進入路が狭いため申請地に進入路を拡張したい。」ということです。

次に整理番号 1 3番、 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\bigcirc\bigcirc$ \triangle \triangle 、地目は田、面積は 3,406 ㎡の内 10 ㎡、墓地の案件です。事業計画者は \bigcirc \bigcirc \bigcirc さん、2 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。図面は 3 7ページです。

次に整理番号 1 4番、 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ - \triangle 、地目は畑、面積は 115 ㎡の内 10 ㎡、墓地の案件です。事業計画者は $\bigcirc\Box\Box$ =さん、2 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。図面は 3 8ページです。

次に整理番号15番、 $\bigcirc\bigcirc$ の町 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ - \triangle 、地目は畑、面積は162 ㎡の内10 ㎡、墓地の案件です。事業計画者は $\bigcirc\bigcirc$ 口 \bigcirc さん、2 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。図面は39ページです。

次に整理番号16、〇〇町〇〇 \triangle - \triangle 、地目は田、面積は726 ㎡の内172.61 ㎡、電気通信施設・鉄塔を設置される案件です。事業計画者は $\Box\Box\Box$ 一株式会社、1 種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は40、41ページです。

次に整理番号1.7番、 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ - \triangle 、地目は畑、面積は244 ㎡、宅地拡張の案件です。事業計画者は $\bigcirc\Box\Box$ さん、2 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。図面は4.2、4.3ページをご覧ください。現在、庭と倉庫がありまして追認で処理させていただきたいと思います。

次に整理番号 1.8、〇〇町〇〇 \triangle - \triangle 、 \triangle - \triangle 、地目は 2 筆とも田、面積は 308 ㎡の内 52.90 ㎡、413 ㎡の内 82.65 ㎡、電気通信施設・鉄塔を設置される案件です。 事業計画者は \Box \Box \Box 株式会社、52.90 ㎡は 1 種農地、82.65 ㎡は 2 種農地で \bigcirc 委員に確認をいただいております。図面は 4.4、4.5 ページです。

農林振興課

次に整理番号 1 9番、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 口 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ - \triangle 、地目は畑、面積は 653 ㎡の内 12 ㎡、合併浄化槽 $(3m\times 4m)$ を設置される案件です。事業計画者は $\bigcirc\bigcirc$ 市長、2 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。図面は 4 6ページです。

次に整理番号 2 1番、 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\bigcirc\bigcirc$ \triangle \triangle 、地目は畑、面積は 127 ㎡の内 20 ㎡、墓地の案件です。事業計画者は \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc さん、2 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。20 ㎡ということですが、墓地を 2 つ整備されるものです。図面は 4 9 ページです。

平成24年1月に前回除外申請を出しておりましたが、一部残っており県から指導があり編入手続きを行なうものです。

それでは次に、○○町の農業振興地域整備計画変更についてご説明申し上げます。整理番号1番、○○町○○△△-△、地目は畑、面積は 4,977 ㎡の内 97.5 ㎡、太陽光発電設備の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は60、61ページをご覧ください。今回初めての申請ですが、太陽光パネル1枚は、縦83 cm、横158 cmで、60枚設置されます。今後はこの様な申請も増えてくるのではないかと思っておりますが、できるだけ農地でないところに設置していただくことを前提に協議していきたいと考えております。

次に整理番号 2 番、 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\bigcirc\bigcirc$ \triangle \triangle \triangle 、地目は畑、面積は 196 ㎡の内 10 ㎡、墓地の案件です。事業計画者は \bigcirc \bigcirc \bigcirc さん、2 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。図面は 6 2 ページです。

次に整理番号3番、○○町○○△△-△、地目は田、面積は400 ㎡、福祉施設拡張の案件です。事業計画者は社会福祉法人□□□□理事長□□□□□さん、1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は63、64ページです。現在の障害者ケアホームは、利用者が非常に多い状況です。除外の理由は「今回の申請は、既設施設と一体的に管理運営するため申請地にケアホームを新築したい。」ということです。

次に整理番号 4番、 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\bigcirc\bigcirc$ \triangle \triangle 、地目は田、面積は 1,190 ㎡の内 10 ㎡、墓地の案件です。事業計画者は \bigcirc \bigcirc \bigcirc さん、1 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。図面は 6 5 ページです。

次に整理番号 5番、 $\bigcirc\bigcirc$ の町 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ - \triangle 、地目は田、面積は 928 $\stackrel{\circ}{m}$ 、駐車場設置の案件です。事業計画者は $\bigcirc\square\square$ さん、3 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。図面は 6 6 、6 7ページです。除外の理由は $\lceil\square\square\square\square\square$ 組合から $\square\square$ センター

発信者 議 事 録 要 旨

農林振興課

の駐車場がないため、県道を挟んで隣接している申請地を駐車場として借り受けたい との要望があったため、申請地に駐車区画20台分を設置したい。」ということです。 3種農地ということですが、上水、下水の2つのライフラインと申請地の300m以内 に駅、○○駅が在ることから要件を満たしております。

それでは次に、○○町の農業振興地域整備計画変更についてご説明申し上げます。 整理番号1番、○○町○○△△-△、地目は田、面積は944 ㎡の内90 ㎡、電気通 信施設・鉄塔を設置される案件です。事業計画者は□□□□株式会社、2種農地で○ ○委員に確認をいただいております。図面は76、77ページです。

整理番号2番、○○町○○△△-△、地目は田、面積は710 ㎡、資材置場を設置される案件です。事業計画者は□□□□株式会社、3 種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は78、79ページです。除外の理由は「申請地の上側の給下858-1 は、2年前に資材と残土置き場として除外申請を出され除外が終わっておりまして、現在□□□□さんが資材と残土置き場として使用しておられます。□□□□株式会社の事務所は国道54号沿いにあり、新たな資材置場を検討されましたが適地がなく、既存資材置場の近くが利便性がよい。」ということです。3 種農地ということですが、ライフラインと申請地の500m以内に2つの教育施設、○○小学校と○○幼稚園が別々に在ることから要件を満たしております。2年前の除外申請時も同じ要件で申請を出しております。

次に整理番号 5 番、 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\bigcirc\bigcirc$ \triangle \triangle \triangle 、地目は田、面積は 625 ㎡の内 10 ㎡、墓地の案件です。事業計画者は \bigcirc \bigcirc \bigcirc ここことが、1 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。図面は80ページです。

それでは次に、○○町の農業振興地域整備計画変更についてご説明申し上げます。整理番号1番、○○町○○△△-△の地目は田、389-1の地目は畑、面積は399㎡の内204㎡と34㎡、宅地拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は89、90ページです。既に進入路を拡張されておりますので、追認処理として申請を出していただいている案件です。

整理番号2番、○○町○○△△-△、地目は畑、面積は828㎡の内134.2㎡、電気通信施設・鉄塔を設置される案件です。事業計画者は□□□□株式会社、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は91、92ページです。

以上で除外申請31件、編入2件の説明を終わります。

以上の案件、ご審議をお願います。

発信者	議事録
議長	ただ今、農林振興課より説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更について
	は「地域農業対策委員会」において、事前確認・現地調査等行なっていただいており
	ます。
	したがいまして、地域農業対策委員会又は事務局より、会議の状況等についてご報
	告願います。
1番	 それでは、先ほど農林振興課より説明のありました「農業振興地域の整備に関する法
Т Ш	律に伴う農用地区域の変更」について、本年度より地域農業対策委員会で事前に申請
	案件を協議することとなり、先般9月6日に地域農業対策委員会を開催しましたの
	で、ご報告いたします。
	当日は、最初に申請案件の内容について、担当課よりそれぞれの町ごとに説明をい
	ただき、変更要件であります、「代替する土地がなく」、「農作業の効率化を損なうこ
	ともなく」、「担い手或いは施設の有する機能に支障がなく」又、「国が行う事業或い
	は土地改良事業などが実施されていない」などを全て満たしているのか確認し、協議
	を行ないました。 また、面積の大きい農地、或いは1種農地の中で、特に現地確認の必要があると思
	また、面積の人さい長地、或いは1種長地の中で、特に現地確認の必要があると思われる3箇所(○○町、○○町、○○町)について現地へ行き、説明を受けました。
	それぞれの委員からは活発に意見等いただき、熱心に協議をいただきました。特に、
	○○町○○の資材置場の申請ですが、谷の入り口でもありまして、「地域の皆さんの
	了解を取らないといけないのではないか」と思っておりました。地元農業委員に確認
	したところ、「近辺の方の了解は取ってある」ということでして、それなら良いとい
	うことにしました。協議の結果、地域農業対策委員会としては、今回申請のありまし
	た案件全てについて、特に問題は無いものと判断しましたことをご報告いたします。
議長	 ただ今説明をいただきましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の
一	ただう説明をいたださましたが、こ員無がこさいますが。貝無がめる方は、学子の 上発言願います。
29番	資料「認定電気通信事業者の行なう中継施設等の設置に伴う農地転用の取り扱いに
	ついて」ですが、認定電気通信業者の案件は除外申請の協議からはずして、報告のみ
	にすべきではないではないでしょうか。
H- 111-	
農林振	除外と転用は別と考えています。除外は農業振興法で行いますので、協議させてい
興課	ただきたいと思います。その代わり、転用については届出で済むということです。
29番	 例えば、「いけない」と言ったら止められるのですか。
農林振	届出ですので報告になってしまうことが多い場合もあります。
興課	

発信者	議事録要旨
29番	県等と協議をして取り扱いを検討してください。
農林振興課	了解いたしました。
33番	資料80ページの図面は、墓地の移転を計画されております。田んぼの中に墓地を 計画しておられますが、墓地へ行くための道。いわるる、参道がありませんがおかし くはありませんか。
農林振興課	地目は田ですが、現況は畑の状況です。おっしゃるとおり、墓地へ行くまでには進 入路をお考えになりますが、通られる道でありますし、整備もされませんので進入路 まで必要ないと判断いたしました。
3 3番	解りました。
議長	他にございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第93号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による 意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告するこ とにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第93号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定 による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告 することに決定しました。
議長	それでは次に、「議題94号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」を議題とします。地域農業対策委員会から報告と事務局より説明を求めます。
1番	農地の取得「下限面積」(別段面積)の設定につきまして、地域農業対策委員会で 数回協議してまいりましたことを報告します。

1番

「数年前から別段面積の設定を引き下げした方が良い」などの意見もあり、農業委員会の農地基本台帳の各地区のデーター等も色々検討いたしました結果、〇〇町、〇町を20アールに、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町を30アールに設定する見直しの方向を出したところでございます。

見直しの理由は、別紙に書いてあります通り、農業従事者の減少、高齢化等で、遊休農地も増加し農地は深刻な状況にあるため、意欲のある新規就農者を受け入れ、耕作放棄地の解消と発生の未然防止に役立て、設定区域及びその周辺の地域における農地の保全及び有効利用を図るために、これまでより下げることで確認をいたしました。

今回議案を上程し、農業委員会におきまして審議にあわせ、○○農業協同組合、○ ○広域農業共済組合、○○市土地改良区など関係機関へ意見聴取も行っていただき、 年内を目途にご承認いただきたいと思います。

尚、もう一点、UIターン者の新規参入についてでありますが、空き家の農地などの「下限面積」(別段面積)の設定につきまして、10アール未満の設定を、今後、地域農業対策委員会で検討し、方向が出しだいに議案上程したいと考えております。ご審議の程、よろしくお願いします。

事務局

議案書の19ページに議案上程させていただいております。資料 No 2 - 1をご覧ください。設定見直しの1の方針と2の理由につきましては、先ほど地域農業対策委員長から報告のあったとおりです。事務局からは3の経過について説明させていただきます。

現在の別段面積は平成20年7月1日に告示を行ないまして、今回4年ぶりの見直しとなります。平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令の基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令に定めるところによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなっています。それまでは、県が別段の面積を定めることとなっていましたが、農地法の改正により農業委員会が別段面積を公示した場合には、その面積が下限面積の基準50aの面積に代わることとなりました。また、農業委員会の適正な事務実施に向けた取り組みといたしまして、平成22年12月22日付けで一部が改正され、農業委員会は毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなったところです。昨年7月の総会で審議された経過があります。その時に審議された結果、変更されなかったところですが、「新規就農者の参入をしやすくするために別段面積の設定を引き下げして欲しい」などの意見が出されたと伺っております。

資料の「農地の権利取得の下限面積要件の弾力化」をご覧ください。別段面積の設定基準として、農地法施行規則第17条第1項による要点を3点記載しております。①自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一の区域、②10aの整数倍の面積で設定。設定単位はアール、③定めようとする面積より小さい面積で営農する農業者が、地域全体の農業者の概ね4割を下回らないようにすることとなっております。地域農業対策委員会で議論をいただいたところですが、もう1枚の資料「経営耕地面積総農

事務局

家数等一覧表(H 2 4. 7月末現在 農業委員会農地基本台帳より)」をご覧ください。例えば、〇〇町の欄・上段の合計は、農家戸数 1,106戸です。この欄の 10~20 a の下段の太字の数字 4 1%は、20 a 未満の累積農家数の割合です。これが先ほどお話ししました「③定めようとする面積より小さい面積で営農する農業者が、地域全体の農業者の概ね 4割を下回らないようにすること」にあたりますので、木次町の別段面積は 20 a としました。〇〇町は 10~20 a の下段の太字の数字 3 8%となっておりますが、「概ね 4割を下回らない」を適用し、〇〇町の別段面積も 20 a としました。このような考え方で「概ね」も適用しながら、〇〇町・〇〇町・〇〇町・〇〇町におきましては、30 a 未満の農地を耕作している農家が全農家数の概ね 4割であるため、現行を見直し 30 a に設定しました。但し、〇〇町につきましては現行通りであります。参考ですが、「概ね」の全国的な状況では 3 5~3 6 %位までが適用されております。

もう一点大事な基準であります「①自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一の区域」についてですが、地域農業対策委員会でも「〇〇市も一つになったので、設定区域も一つで良いのではないか」等の意見も出されました。しかし、平場のところと山場のところとでは営農条件の違いもあり、県とも協議しまして区域の設定単位は各町単位としたところでございます。

懸念されることにつきましては、地域農業対策委員会でも協議いただいたところですが、別段面積の引き下げにより農業生産法人や認定農業者等の集積者への支障については、「問題はないと思われる」との意見です。また、農地が投機の対象となり土地ころがし等の障害についても「問題はないと思われる」との意見でした。また、農林振興課へ確認をしましたが、「これまでも問題等も生じていないし、今回の別段面積の設定見直しによりデメリットも生じないだろう」との見解でした。そもそも下限面積が設けられていますのは、限りある農地を農業生産力の低い零細経営農家に取得させることが、農業生産力の増進や農地の効率的利用など農業政策上の観点から好ましくないと考えられるためです。しかし、意欲のある新規就農者を受け入れ、耕作放棄地の解消と発生の未然防止に役立て、設定区域及びその周辺の地域における農地の保全及び有効利用を図ることが重要であることから、本日の別段面積見直しの提案をしたところです。今後、各町で意見交換をいただきと思います。また、農協などの関係機関への意見徴取も行っていただきまして、今日は審議を行わずに年内を目途に審議、決定をお願い出来ればと考えております。

先ほど、地域農業対策委員長からの報告の中でも話がありましたが、空き家の農地の「下限面積」(別段面積) 10アール未満の設定を、地域農業対策委員会で検討いただき方向が出しだいに議案上程したいと考えております。これは、各町の別段面積の審議とは切り離して別に議論したいと考えております。

以上ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただ今、報告及び説明をいただきましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上、発言願います。

発信者	議 事 録 要 旨
	(特になし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 先ほど、説明がありましたように、今回は議案を上程し、農業委員会で引き続き審 議を行いたいと考えます。 なお、○○農業協同組合、○○広域農業共済組合、○○市土地改良区に意見聴取を 行いたいと考えます。
議長	お諮りいたします。 「議第94号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得・下限面積の設定について」は、継続審議とし地域農業対策委員会に付託すること、及び〇〇農業協同組合、〇〇広域農業共済組合、〇〇市土地改良区に意見聴取を行なうことにご異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、「議第94号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得・下限面積の設定について」は、提案のとおり継続審議とし地域農業対策委員会に付託することに決定しました。また、〇〇農業協同組合、〇〇広域農業共済組合、〇〇市土地改良区に意見聴取を行なうことに決定しました。
29番	別段面積の見直しにつきまして、地域農業対策委員会で議論され方針を提案いただいたところですが、11月の総会では審議、決定をいただきたいたいと思います。この2カ月間で先ほど説明もありました関係機関への意見聴取や、機会をみて各町での話し合いを行なっていただきたいと思います。それと、空き家の農地の「下限面積」(別段面積)10アール未満の設定につきましても、11月の総会には審議して欲しいと思いますので、事務局は準備等お願いします。
議長	29番委員から要請がありましたが、関係機関の代表委員は意見聴取をお願いします。また、事務局も指摘事項への対応をお願いします。
13番	関係機関への意見聴取についてですが、農協の理事会で決議を行なって意見を出さないといけませんか。それとも、農協に任せていただけるのでしょうか。
29番	関係機関の意見を聞かせてもらうということであり、団体の決議を取ったり文書にして提出するというものではありません。

最終的には、農業委員会が判断しますが、それぞれの団体の意見を参考にしながら

議長

発	信者	議 事 録 要 旨
議	長	審議したいと考えます。
議	長	以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。
		なお、10月の総会は10月23日(火)午後1時30分から「木次町・下熊谷交
		流センター」で開催いたします。
类	E	グセナマン
硪	長	ご起立下さい。 一同ご礼。
		ご着席願います。
		次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。
		(1)耕作放棄地、農地パトロール(利用状況調査)について
		(2)農地取得「下限面積」(別段面積)に係る特例区域の設定について
		(3)平成24年産米概算金について
		(4)農業委員会視察研修について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成	年	月	\Box		
		諺	長		
		<u>署</u>	名委員		
		置	名委員		